電子航法研究所寄付金等受入規程

（目的）

第１条　この規程は、電子航法研究所（以下「研究所」という。）への現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産（以下「寄付金等」という。）の寄付の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

（受入基準）

第２条　研究所は、次の各号の掲げる基準を満たしているときは、その寄付金等の寄付を受け入れることができる。

一　寄付金等が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）第11条に定める業務のいずれかに資するものであること。

二　寄付金等の寄付をしようとする者が研究所に対してその反対給付を求めないことが確認できること。

（寄付金等の申し込み）

第３条　研究所に寄付金等を寄付しようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式による電子航法研究所寄付金等申込書（以下「申込書」という。）を研究所に提出する。

２　研究所は、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄付金等の受入の可否を決定した上で、その旨を申込書に通知する。

（寄付の要請）

第４条　研究所は、第２条の基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究所への寄付金等の寄付を要請することができる。

（適用除外）

第５条　寄付金等が国、独立行政法人又は地方公共団体からの寄付等、特別な事情がある場合には、研究所はこの規程の一部を申込者等に対し適用しないことができる。

（雑則）

第６条　この規程に定めるもののほか、寄付金等の取扱いに関して必要な事項は、研究所と申込者との間で定めることができる。

附則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

別紙様式

番　　号

日　　付

電子航法研究所寄付金等申込書

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所

理事長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　印

　電子航法研究所寄付金等受入規程に基づき、下記のとおり貴研究所に寄付金等を寄付したく申し込みます。

記

1. 寄付金等の目的

２．寄付金等の金額又は品名

（物品の寄付の場合は、取得価格、取得年月日、耐用年数を明記）

３．寄付金等に係る条件等

（第２条の反対給付を求めないことの確認のための事項）

４．その他希望する事項

（担当者氏名　　　　　連絡先　　　　　　　）